

## 香川高等専門学校詫間キャンパス学生会規約

平成21年10月1日制定  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正

### 第1章 総則

- 第1条 本会は、香川高等専門学校詫間キャンパス学生会と称する。
- 第2条 本会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて学生生活の向上と充実をはかり、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、本校学生をもって構成し、学生は入学と同時に本会の会員となるものとする。
- 第4条 本会は、学校長の任命した顧問教員の指導助言をうけるものとする。

### 第2章 役員

- 第5条 本会は次の役員をおく。
- 会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名
- 第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、次の任務を行う。
- 一 総会・中央委員会・執行部の議事の記録及び保管
  - 二 書類の作成及び保管
  - 三 学生会備品の管理
  - 四 その他、学生会に関する庶務的事務（告示・発送。收受等）を担当する。
- 4 会計は、次の任務を行う。
- 一 学生会に関する金銭出納事務
  - 二 学生会会計帳簿の整理・保管
  - 三 予算案書、決算書の作成
  - 四 その他学生会に関する会計事務を担当する。
- 第7条 役員任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。
- 2 役員に欠員を生じた場合は、所定の手続きを経てその都度補充しなければならない。
- 3 補充された役員任期は、前任者の残り期間とする。
- 第8条 会長及び副会長は、全会員の投票によって選出する。
- 2 書記及び会計は、会長と副会長の合議により指名し、中央委員会の承認を得て、会長が任命する。
- 第9条 会長及び副会長は、解職投票の結果、所定の同意がある場合はやめなければならない。
- 2 会長が解職されたときは、書記及び会計も同時にやめなければならない。
- 3 書記及び会計は、会長が中央委員会の同意を得て、解職することができる。
- 4 解職された役員は、新役員が選出されるまで、その任務を続けなければならない。
- 第10条 役員は、中央委員会に出席しなければならない。
- 2 役員は、監査委員会及び選挙管理委員会を除く他のすべての会に出席することができる。
- 3 前2項のいずれの会においても、決議に加わることはできない。

### 第3章 機関

- 第11条 本会は、本会の目的達成のために次の機関をおく。
- 一 学生総会
  - 二 中央委員会
  - 三 執行部及び事務局
  - 四 常任委員会
  - 五 部長会、文化局・体育局及び各部、同好会
  - 六 選挙管理委員会

## 七 監査委員会

第12条 各機関の会議は、別に定めるもののほか、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

ただし、賛否同数の場合は、議長が決める。

## 学生総会

第13条 学生総会（以下「総会」という。）は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

第14条 総会は、会長が招集し、期日・会場・議題の告示は3日以前に行う。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第15条 総会は、学期毎に1回開く。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- 一 全会員の4分の1以上から要求があったとき
- 二 中央委員会から要求があったとき

第16条 総会には、議長・副議長をおく。

2 総会の議長・副議長は、中央委員会の委員長・副委員長があたる。

第17条 総会にはかる事項は、次のとおりとする。

- 一 事業計画の承認
- 二 決算報告の承認
- 三 予算案の承認
- 四 同好会から部への昇格、部から同好会への降格の承認
- 五 臨時会費の徴収に関する決議
- 六 その他本会に関する重要事項

第18条 議長は、議案の審議に際し、必要と認める資料の提出を求めることができる。

## 中央委員会

第19条 中央委員会は、総会につぐ決議機関であり、各クラスから2名ずつ選出された委員をもって構成する。

第20条 中央委員会の委員の任期は、1ケ年とする。

第21条 中央委員会は、委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長をつとめる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第22条 中央委員会は、次の事項を審議する。

- 一 執行部から提出された議案
- 二 中央委員3名以上から提出された議案
- 三 総会から委任された議案
- 四 その他、学生会に関する事項

第23条 中央委員会は、原則として2カ月に1回会議を開く。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- 一 中央委員の4分の1以上から要求があったとき
- 二 執行部から要求があったとき
- 三 常任委員会から要求があったとき

第24条 中央委員会は、必要と認めるときは、その決議に従って小委員会を設けることができる。

第25条 委員長は、議案の審議に際し、必要と認める会員の出席、または資料の提出を求めることができる。

## 執行部及び事務局

第26条 執行部は、本会の最高執行機関であり、第5条に定める役員をもって構成する。

第27条 執行部は、次の任務を遂行する。

- 一 本会事業計画の立案と運営
- 二 総会及び中央委員会の決議事項及び委任された事項の執行
- 三 予算案、決算報告の作成
- 四 規約等の改正案の作成

- 五 総会及び中央委員会へ議案の提出
- 六 学生会に関する渉外事項の処理
- 七 各機関との連絡・調整，執行部が統括する機関の点検・評価
- 八 その他，本会の目的達成のために必要な活動

第28条 執行部は，本会の活動目的に反しない範囲で各機関に内部規則（以下「内規」と称する。）を設けることができる。

2 各機関の内規の制定・改廃は執行部の提案の後，中央委員会の議決により行うことができる。

第29条 執行部の会議は，全役員の出席を必要とする。

第30条 執行部のもとに事務局をおく。

2 事務局は，執行部の事務処理を行い，本会の活動を充実させることを任務とする。

3 事務局は，前項のほかにも本会の広報活動を担当する。

第31条 事務局に，局長及び委員を置く。

2 局長は，会長の指名により書記が兼務する。

3 委員は，若干名とし，会長が委嘱する。

常任委員会

第32条 本会に，次の常任委員会をおく。

- 一 学級委員会
- 二 保健委員会
- 三 風紀委員会
- 四 図書委員会
- 五 交通安全委員会
- 六 電波祭実行委員会

第33条 常任委員会は，次の事項を行う。

- 一 総会及び中央委員会へ議案の提出
- 二 執行部から委任された事項の執行
- 三 その他，本会の目的達成に必要な活動

第34条 常任委員会は，各クラスから2名ずつ選出された委員をもって構成する。

第35条 常任委員会の委員の任期は，1学期間とする。

ただし，電波祭実行委員会の任期は1ケ年とする。

第36条 各委員会は，委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は，顧問教員及び執行部と密接な連絡を保ち，委員会の活動を総括する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長事故あるときは，その職務を代行する。

第37条 常任委員会は，原則として1回会議を開く。

ただし，必要に応じて臨時に開くことができる。

2 会議は，各委員会の委員長が招集し，その議長をつとめる。

部長会，文化局・体育局及び部・同好会

第38条 本会に，部長会をおく。

2 部長会に，次の2局をおく。

- 一 文化局
- 二 体育局

3 部・同好会については，別に定める。

第39条 部長会は文化局・体育局的局員をもって構成する。

2 文化局は，各文化に属する部・同好会（以下「文化部」という。）の部長をもって構成する。

3 体育局は，各体育に属する部・同好会（以下「体育部」という。）の部長をもって構成する。

4 部長会及び文化局・体育局は，次の任務を行う。

- 一 本会の主催する文化行事・体育行事に際し，執行部の計画立案に参画し，運営を補佐する。
- 二 文化局は，文化部相互の，体育局は，体育部相互の連絡調整を計り，部活動を活発化させる。

三 部・同好会の予算要求の調整

四 総会及び中央委員会への議案の提出

第40条 部長会に、部長会会長及び部長会副会長をおく。

2 各局は、局長・副局長を互選する。

3 各局の局長は部長会会長又は部長会副会長を兼務する。

第41条 部長会及び各局は、必要に応じて会議を開く。

2 会議は、部長会会長又は局長が招集し、その議長をつとめる。

3 部長会副会長及び副局長は、それぞれ部長会会長又は局長を補佐し、部長会会長又は局長事故あるときはその職務を代行する。

第42条 各部・同好会に、部員の互選による部長・副部長及び会計をおく。

第43条 部長は、顧問教員と密接な連絡を保ち、部活動を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、部の会計事務を担当する。

第44条 本会の部に準ずるものとして、同好会を置くことができる。

第45条 同好会から部への昇格及び部から同好会への降格については、中央委員会の議を経て総会の承認を要する。

2 同好会の新設及び廃止については、部長会の承認を要する。

3 部・同好会の昇格・降格及び新設・廃止等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 選挙管理委員会

第46条 選挙管理委員会は、次の任務を行う。

一 会長及び副会長の選挙事務

二 解職請求に関する投票事務

三 規約改正に関する投票事務

第47条 選挙管理委員会は、第3学年及び第4学年の各クラスから1名ずつ選出された委員をもって構成する。

第48条 選挙管理委員会の委員の任期は、1ケ年とする。

2 委員に欠員を生じた場合は、その都度補充する。

第49条 選挙管理委員会は、委員長・副委員長を互選する。

2 委員長は、必要に応じて会を招集し、その議長をつとめる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第50条 選挙管理委員会の委員は、選挙運動その他これに類する行為を行ってはならない。

第51条 選挙管理委員会の委員が立候補するときは、委員をやめなければならない。

#### 監査委員会

第52条 監査委員会は、本会の会計・物品及び活動を監査する。

第53条 監査委員会は、第3学年及び第4学年の各クラスから1名ずつ選出された委員をもって構成する。

第54条 監査委員会の任期は、1ケ年とする。

第55条 監査委員会は、委員長を互選する。

第56条 監査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、全委員の出席を必要とする。

第57条 監査は、学期毎に1回以上行い、その結果を総会に報告しなければならない。

第58条 監査委員会は、監査に際し、必要と認める会員の出席、または資料の提出を求めることができる。

#### 第4章 会計

第59条 本会の経費は、入学金、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。

第60条 入会金及び会費は、次のとおりとし、入会金は入学時に、会費は4月に納入するものとする。

入会金 6,000円

会費 年額 10,400円

2 納入した入会金、会費は返さない。

ただし、休学者については、休学期間中の会費を免除し、復学後は月割計算で会費を納入するものとする。

第61条 本会の予算は、執行部が案を作成し、中央委員会の議を経て、総会の承認を得たのち決定する。

第62条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第63条 本会の会計決算報告は、翌年度最初の定期総会で行い、会計決算の承認を得なければならない。

2 後期の定期総会においては、前学期中の会計報告をしなければならない。

#### 第5章 会長及び副会長選挙

第64条 会長及び副会長は公選とする。

第65条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第66条 選挙に関する経費は本会が負担する。ただし、選挙運動の経費は負担しない。

第67条 選挙の細則については、別に定める。

#### 第6章 解職請求（リコール制）

第68条 会員は、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、選挙管理委員会に対し、会長又は副会長の解職の請求をすることができる。

2 前項の請求があったときは、委員会は直ちにその要旨を公表し、全会員の投票に付さなければならない。

第69条 解職の決定は、解職投票で、会員の過半数の同意による。

第70条 解職投票の経費は本会が負担する。

#### 第7章 規約の改正

第71条 本会の規約の改正は、次の場合発議される。

一 執行部が提案したとき。

二 中央委員会で、委員の3分の2が要求したとき。

第72条 前条の発議がなされたとき、規約改正の賛否を問う投票を行う。

2 投票は全会員が行う。

第73条 規約改正の可否は、前条の投票によって全会員の過半数をもって決定される。

#### 附 則

1 役員・各委員及び部長は、互いにかねることはできない。

2 この規約は、平成21年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。